

令和2年7月21日

教職員及び学生の皆様へ

学 長

警戒基準到達を踏まえた今後の対応について（要請）

京都府内の新型コロナウイルス新規感染者数が、7月14日には警戒基準に達する12名が確認されるとともに、さらに7月20日には、過去最多となる27人が新規感染したところです。

京都府においては警戒基準に到達したことを踏まえ、別添のとおり通知がありましたことから、本学においても附属病院が第1種感染症指定医療機関であることに鑑み、より踏み込んだ行動の自粛が必要であると考え、下記のとおり行動自粛に係る具体例を示しました。

つきましては、教職員及び学生の皆様には下記の内容について積極的に取り組んでいただくとともに、家族クラスターも発生していることから、御家族におきましても趣旨を御理解いただき御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 基本方針

国の専門家会議が示した「新しい生活様式の実践例」に沿った行動とするが、本学教職員及び学生におかれては、より踏み込んで下記具体例に示した行動自粛を行う。

2 行動自粛等具体例

①会食（外食）等について

- ・家族以外での会食（外食）は人数にかかわらず控えるよう努めること。
- ・また、家族で会食（外食）を行う場合であっても、業界団体等で作成されている業種別ガイドラインにそった取り組みがなされている飲食店の利用に努めること。
- ・クラスターが発生しているような施設（接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等）や3密のある場所の利用は控えるよう努めること。

②国内での移動について

- ・出張及び私的旅行を含め、感染患者が多発している都道府県（北海道、東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県）への不要不急の移動は原則

として自粛に努めること。

- ・通勤や通学、学外支援等やむを得ない場合を除き、大阪府への不要不急の移動は原則として自粛に努めること。

③帰省について

- ・遠隔地等から帰省される家族にあたっては、健康確認並びに行動チェックに努めていただくこと。
- ・実家等に帰省される場合にあっても、上記「①会食（外食）等について」の取り組みに準じた行動に努めること。

3 その他

- ①通勤・通学时及び外出時は、マスク着用及び手洗いを徹底すること。
- ②新型コロナウイルス感染が疑われる家族や友人と接触した場合は、速やかに所属長（学生にあっては大学（学生課））に報告・相談すること。
- ③発熱（37.0℃以上）、味覚・嗅覚異常等の自覚症状がある場合は、勤務・通学を控えると共に速やかに所属長（学生にあっては大学（学生課））に報告すること。

4 接触確認アプリ等の活用による感染拡大の予防

「京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス（こことろ）」等、大学及び学生が接触確認アプリに登録することで、大学構内において感染者が発生した場合に、濃厚接触の危険性を知らせるシステムの活用をお願いします。

<京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス（こことろ）>

<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/coronakinkyurenaku.html>